

林業・木材産業の創業等支援保証

新たに林業・木材産業を開始する方（新規創業者）、他産業から林業・木材産業へ参入する方（新分野進出者）が、資金調達において当信用基金の信用保証を利用する場合、最大で5年間の保証料免除を受けられます。【令和4年10月1日より本格導入】

ご利用対象者	<p>新規創業者</p> <ul style="list-style-type: none">・新規創業を行おうとする会社（※1）、個人又は組合であって、当該事業の具体的な計画を有するもの・新規創業を行った会社（※1）、個人又は組合であって、当該新規創業後の決算期が3期を経過していないもの <p>（※1）事業を営んでいる会社であって当該事業開始後の決算期が3期を経過しているものの子会社を除く。</p> <p>新分野進出者</p> <ul style="list-style-type: none">・新分野進出を行おうとする会社（※2）、個人又は組合であって、当該新分野進出を行う具体的な計画を有するもの・新分野進出を行った会社（※2）、個人又は組合であって、当該新分野進出後の決算期が3期を経過していないもの <p>（※2）林業・木材産業以外の事業を営んでいる会社であって当該事業開始後の決算期が3期を経過しているものの子会社を含む。</p>
保証限度額	3,000万円
保証期間	通常の保証期間と同様です。
返済方法	一括返済／分割返済
保証料の特例	最大で5年間「保証料免除」となります。
貸付利率	金融機関所定の利率
貸付方式	手形貸付／証書貸付
保証人	ご利用条件により連帯保証人が必要となる場合があります。
担保	ご利用条件により必要となる場合があります。
出資金	保証額に対して出資金が必要です。（完済後、ご請求により出資金を返戻します。）
その他	事業の見通しや経営理念などを記載した「計画書（※）」を作成いただき、これに基づき審査を行います。 （※）新規創業計画書（様式第9号）または新分野進出計画書（様式第10号）。
申込窓口	お取引先の金融機関へ直接お申込みください。
相談窓口	独立行政法人農林漁業信用基金 林業調整室 林業業務推進課/林業信用保証業務部 業務課 〒105-6228 東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMOR タワー 28階 電話：03-3434-7825（地方公共団体又は木材関係団体の方） 03-3434-7826、7827（融資機関又は保証ご利用の方） URL： https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html



※融資及び保証については一定の審査をさせていただきます。